平成２３年（フ）第１２号
岡山県岡山市北区西辛川678の２　難波一夫方、破産開始時に住所岡山県美作市中山1154番地10
破産者　角南　行治
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１５６号
広島県東広島市河内町中河内613番地
破産者　上岡　賢治
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７号
佐賀県唐津市鏡新開137番地　レオパレスひまわり203、申立時の住所佐賀県唐津市和多田本村３番64号　トマトハウスⅠ―102号
破産者　坂本　貴徳
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第８０号
北海道登別市新生町２丁目16番地11、前住所北海道登別市若草町３丁目26番地４
破産者　柏倉　信一
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
北海道茅部郡森町字森川町186番地の32
破産者　遠藤　政明
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
北海道北見市美山町25番地44
破産者　千葉　幸子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
秋田県横手市赤坂字荒沼51番地18
破産者　藤田　玲子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１４５０号
横浜市港北区篠原北１丁目13番２号　Ｗｉｎｇ菊名102
破産者　山崎　勝子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４４号
横浜市磯子区滝頭１丁目１番19号
破産者　佃　　敏文
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６９号
横浜市神奈川区三ツ沢南町13番７号　トクショウハイツ101号、開始決定時の住所横浜市神奈川区三ツ沢南町19番15号
破産者　佐野　良子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７０号
横浜市神奈川区三ツ沢南町13番７号　トクショウハイツ101号、開始決定時の住所横浜市神奈川区三ツ沢南町19番15号
破産者　佐野　　洋
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３１号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目12番12号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大鋸３丁目11番15号　ペンギンビレッヂ202号
破産者　山岸　大介
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０３号
神奈川県藤沢市善行団地７番７―206号
破産者　平田　　力
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５号
岩手県北上市鬼柳町柳上44番地１　光明荘Ａ号
破産者　小杉　一善
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７２号
富山市堀川町110番ジョイナス堀川106号、開始決定時の住所富山市向新庄町４丁目13番36号
破産者　加藤　　剛
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７４号
大阪府枚方市楠葉朝日２丁目１番８―304号
破産者　田中　一志
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
神戸市西区玉津町今津198番地の14
破産者　西神美装トーカイこと　東海　　廣
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１号
兵庫県揖保郡太子町東南394番地１、前住所大阪府八尾市太田８丁目76番地の６
破産者　坂井　理香
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部